

町営墓地の使用申込みについて

1. 書類の提出及び使用料の納付

(1) 下記の書類を白浜町生活環境課に提出し、使用料を一括納付してください。

提出書類

①町営墓地使用許可申請書

②町営墓地使用にかかる誓約書

③申請者の本籍地記載の住民票謄本の写し（3ヶ月以内のもの）

※町外の方は、代理人の本籍地記載の住民票謄本の写しも必要です。

(2) 使用料は一括納付とします。分割納付は認めません。

※申請書受付後に、納付書を郵送します。

納付書は紀陽銀行（各支店）、紀南農協（各支店）きのくに信用金庫（各支店）、近畿労働金庫（各支店）において手数料なしで納付できます。

※遠方等で、使用料を振り込む場合

紀陽銀行白浜支店 別段口座 4386 シラハマチョウ

(3) 納付期限までに使用料納付の確認がとれない場合は、申請を無効とします。

2. 使用許可証の交付

使用料納付が確認でき次第、後日に【町営墓地使用許可証】を送付します。

3. 使用にあたっての遵守事項

(1) 裏面の内容は、墓地使用にあたり遵守していただく事項です。これらの事項を怠った場合は、使用権を取り消すことがあります。

(2) 外柵の設置については、間口部分を両側1cm以上内側に設置してください。

※区画幅が2m×2mの場合は、間口1.98m以内×奥行2mで設置してください。

白浜町生活環境課

〒649-2211

和歌山県西牟婁郡白浜町1600

電話 0739-43-6586

Fax 0739-43-5353

町営墓地使用にかかる遵守事項

1. 焼骨を埋蔵する以外に使用してはいけません。
(白浜町営墓地条例第10条の2)
2. 使用权を譲渡、転貸又は担保に供してはいけません。
(白浜町営墓地条例第10条の2)
3. 墓石・外柵等の設置や焼骨埋蔵の有無に関わらず、墓地区画の清潔、美観を保持してください。
(白浜町営墓地条例第10条の2)
4. 墓地を使用しなくなったときは、原形(更地)に復し、返納してください。
この場合、使用料の半額を還付します。
(白浜町営墓地条例第11条)
5. 墓石・外柵等を設置又は撤去する場合は、事前に届け出てください。
(白浜町営墓地条例第12条)
6. 墓地の清掃、修理等は、すべて使用者が行ってください。
(白浜町営墓地条例第13条)
7. 申請内容(使用者、本籍地、住所、電話番号等)に変更があった場合は、速やかに届け出てください。
(白浜町営墓地条例施行規則第6条)
8. 上記事項を怠る等、正当な理由なく町の指示に従わなかった場合は、使用权が取り消され、使用区画を原形に復し返納しなければなりません。
(白浜町営墓地条例第10条の2)